

佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染拡大で影響を受けている、町内の農林水産物製造加工事業者を支援するため、予算の範囲内で佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金（以下、「給付金」という。）を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(交付対象者)

第2条 給付金の交付対象者は、町内に農林水産物加工施設を有し、引き続き事業を継続する者とする。

2 製造加工の業種は、複発酵酒・みそ・しょう油・漬物・製菓・きのこ類・魚類等とする。

3 令和2年のいずれかの月に、前年同月比2割以上の売上の減少が認められること。

4 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める製造業で、第2項に掲げる業種を主たる事業として営むものとする。

(給付金額等)

第3条 給付金の額は、1事業所あたり30万円を上限とする。

2 前年同月比で売上が50%以上減少した者にあつては、30万円とする。

3 前年同月比で売上が20%以上50%未満減少した者にあつては、20万円とする。

(給付対象期間)

第4条 給付金の交付対象期間は、令和2年1月から令和2年12月までの間とする。

(申請受付及び申請期限)

第5条 給付金交付申請の受付は、令和3年3月31日までとする。

(交付申請)

第6条 給付金の交付を受けようとする者は、佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請するものとする。

(1) 町内に事業所があることを証明する書類

(2) 前年同月比で20%以上売上が減少していることがわかる書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 町長は、前条の規定により提出された佐久穂町農林水産物製造加工事業者経営維持給付金交付申請書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは交付決定通知書（様式第2号）により、交付決定通知を行うものとする。

(給付金の請求)

第8条 給付対象事業者は、前条の交付決定通知書を受領した場合には、速やかに給付金請求書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、給付事業者が次のいずれかに該当するときは、給付金の決定を取消することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付を受けたとき。

(2) 給付金の交付決定の内容に違反したとき。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 支給対象者から、第5条に定める申請期限までに申請が行われなかった場合は、給付

対象者が交付を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長は、第7条の規定による交付決定後、交付対象者が提出した申請書の不備による振込み不能が生じた場合、直ちに申請者に修正等を求めるものとする。

3 前号に定める修正要求に対し、申請者が応じないなど支給対象者の責に帰すべき事由により交付できなかったときは、当該申請書は取下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第11条 町長は、給付金の支給を受けた後に給付金対象者の要件に該当しなくなったもの、又は偽りその他の不正の手段により給付金の交付を受けた者に対しては、交付を行った給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 給付金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。